

農業研修生海外派遣事業応募者推薦要領

1 目的

公益社団法人国際農業者交流協会（以下「交流協会」という。）が実施する「農業研修生海外派遣事業」における鹿児島県知事の推薦に関する募集や選考方法等について、より効果的な研修ができるよう定めることにより、将来の本県農業を担う青年の育成に資する。

2 募集

募集期間は、交流協会が定める当該年度の農業研修生海外派遣事業実施要領（以下「実施要領」という。）の募集開始日から申込締切日の概ね1カ月前の日までとする。

3 応募資格

研修希望者の応募資格は交流協会が定める実施要領のとおりとする。

4 提出書類

研修希望者は、実施要領に定められた申込書類のほか、以下の書類を県知事宛てに提出するものとする。（提出先は農政部経営技術課とする。）

- (1) 農業研修生海外派遣事業応募者推薦申出書(様式1)
- (2) 作文（400字詰め原稿用紙2枚程度）
- (3) その他（市町村が助成を行う場合その推薦書等）

5 面接

応募の動機、語学力、健康及び体力等について、面接を行う。

語学力については、簡単な自己紹介を英語（中学校1～2年程度）で、健康及び体力については、健康診断書と併せて状況を聴取する。

6 推薦

推薦の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 応募資格を満たしていること。
- (2) 応募の動機が自主的で本業の目標に合致していること。
- (3) 応募作目の農業経験があること又は基礎的技術があること。
- (4) 帰国後の目標に発展性が感じられること。
- (5) 健康であること。慢性的疾患（糖尿病、腰痛等）がないこと。
- (6) 研修を実施できる基礎体力があること。

7 推薦通知

書類審査、面接を経て推薦することが決定した者に対して、通知を行う。

8 交流協会への推薦

県は推薦決定した者について、実施要領で定める申込締切日までに交流協会へ推薦する。

なお、交流協会が実施する選考試験については、交流協会から通知がある。

附 則

この要領は、平成11年4月20日から適用する。

この要領は、平成22年5月18日に一部改正

この要領は、平成23年3月17日に一部改正

この要領は、平成25年4月1日に一部改正

この要領は、令和6年3月25日に一部改正

(別紙)

令和6年度 海外派遣農業研修生の県知事推薦に必要な手続きについて

1 県知事推薦に必要な書類等

「農業研修生海外派遣事業応募者推薦要領」(以下「県要領」という。)の「4 提出書類」は、以下のとおりとします。

(1) 提出書類

ア 農業研修生海外派遣事業応募者推薦申出書(県要領の様式1)

イ 令和6年度海外農業研修 申込書(様式1) (※)

ウ 健康診断書(様式2) (※)

エ 作文: 課題名「海外研修に学ぶこと」

(市販の原稿用紙(20×20)2枚程度、またはワード文書A4サイズ縦(原稿用紙設定: 原稿用紙(40文字×20行)1枚程度)

オ その他の書類(市町村が助成を行う場合は、市町村長の推薦書等)

(※) 上記イ、ウの様式は、申請者が公益社団法人国際農業者交流協会(以下、「協会」という。)のホームページ(<https://www.jaec.org/>)にて「プレエントリー(基本情報の登録)」の上、協会からEメール(PDFファイル・基本情報入力済)での受信又は郵送にて受け取る必要があります。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和6年6月28日(金)必着

イ 提出先 〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政部経営技術課 就農対策係

2 県知事推薦のための面接

県要領の「5 面接」については、以下のとおりとします。

(1) 実施時期

- ・日時場所等を申請者本人に通知

(2) 面接内容

ア 英語によるあいさつと自己紹介(3分程度)

イ 申込書と作文の内容に関する質問